

答申書

第1 審査会の結論

令和2年5月1日付けの令和2年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に対する審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件土地に係る固定資産税及び都市計画税について、前年度以前の分も含めて、税額の決定の仕方が不透明である。審査請求人は、この点を十和田市長に照会したが、明確な回答を得られなかった。
- (2) 確定された税額は、その土地の所有者しか知り得なく、所有者が異なる隣接地の税額は、個人のプライバシーを盾に知り得ない状況である。
- (3) よって、本件納税通知書により決定した令和2年度の固定資産税及び都市計画税の税額は不当であり、本件処分のうち本件土地に係る部分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 固定資産税及び都市計画税の税額は、固定資産評価基準及び固定資産（土地）評価事務取扱要領に基づいて算定した評価額を基に、地方税法、十和田市税条例（平成17年十和田市条例第56号）及び十和田市都市計画税条例（平成17年十和田市条例第61号）の規定に基づいて算出している。
- (2) 本件納税通知書には、地方税法第1条第1項第6号に規定されているとおり、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載している。
- (3) よって、審査請求人に対してした固定資産税及び都市計画税の価格決定及び通知は適正で正当性があり、本件納税通知書の内容が不透明であるために決定賦課税額が不当であるという審査請求人の主張は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

本件処分による審査請求人に係る令和2年度の固定資産税及び都市計画税については、税額を算出する過程における住宅用地に対する課税標準の特例の適用に一部不適切な点が認められるものの、税額自体に誤りはない。

また、本件処分の手続として、本件納税通知書には地方税法第1条第1項第6号所定の記載事項について、一部（内訳としての本件土地の課税標準額の記載）を除き、適正に記載された上で審査請求人に送達され、納付の告知も適正になされたものと認められる。

すなわち、本件処分には、地方税法、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例に抵触するような違法な点は認められない。また、上記の住宅用地に対する課税標準の特例の適用に不適切な点が認められるものの、本件処分を取り消すまでの不当性を有するものとは認められない。仮に、本件処分を取り消したとしても、結局のところ、審査請求人には、改めて本件処分と同額の固定資産税及び都市計画税が賦課されることとなるから、実質的には、審査請求人には、本件処分が不当であることを理由にその取消しを求める法的利害が存在しないこととなる。

したがって、本件処分には違法又は不当（少なくとも本件処分を取消しに至らしめるまでの不当）な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年3月31日 諮問書の受理

令和3年12月24日 第1回調査審議

令和4年2月15日 第2回調査審議

第5 審査会の判断の理由

令和2年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定に際し、①「平成30基準年度固定資産（土地）評価事務取扱要領」（以下「平成30評価要領」という。）に定める方法と②処分庁が弁明書で説明している方法との間で、住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例の適用における小規模住宅用地地積の算出方法に以下のとおり違いがある。

① 平成30評価要領に定める方法

- ・各筆の地積÷画地合計地積=按分率
(小数点第5位を四捨五入)
- ・按分率×200m²×世帯数（本件処分では1）=各筆の小規模住宅用地地積

(小数点第3位以下を切捨て))

② 処分庁が弁明書で説明している方法

- ・ $200\text{m}^2 \div \text{画地合計地積} = \text{小規模住宅率}$

(小数点第5位以下を切捨て)

- ・各筆の地積×小規模住宅率=各筆の小規模住宅用地地積

(小数点第3位を四捨五入)

上記の小規模住宅用地地積の算出方法の違いにより、本件処分の対象である土地3筆のうち2筆の課税標準額に差が生じ、その結果、土地3筆の課税標準額の合計について以下のとおり1円の差が生じている。

① 平成30評価要領に定める方法

- ・固定資産税の課税標準額：○○○○○円

- ・都市計画税の課税標準額：○○○○○円

② 処分庁が弁明書で説明している方法

- ・固定資産税の課税標準額：○○○○○円

- ・都市計画税の課税標準額：○○○○○円

本件処分においては、固定資産税及び都市計画税の税率を乗じる際に土地及び家屋の課税標準の合計額の1,000円未満の端数を切り捨てる段階で当該1円の差が消え、結果として審査請求人に係る令和2年度の固定資産税及び都市計画税の税額自体には誤りはなかった。

また、本件処分の手続として、本件納税通知書には地方税法第1条第1項第6号所定の記載事項について、上記の小規模住宅用地地積の算出方法の違いに起因する本件土地の課税標準額内訳の記載を除き、適正に記載された上で審査請求人に送達され、納付の告知も適正になされたものと認められる。

すなわち、本件処分には、地方税法、十和田市税条例及び十和田市都市計画税条例に抵触するような違法又は不当な点は認められない。したがって、審査請求人の主張は棄却されるべきものである。

令和4年2月28日

十和田市行政不服審査会
会長 花 生 耕 子
委員 戸 来 亮
委員 中 居 雅 俊